

第九管区海上保安本部公示第30号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年6月2日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

常願寺川河口部の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所  
住 所 富山県富山市奥田新町2番1号

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 常願寺川河口部（付図に示すとおり）  
期 間 令和5年6月16日から令和5年6月30日までのうち5日間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



